

経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、経営所得安定対策の円滑な実施を図るため、経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて、実施要綱第2に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 この補助金は、事業実施主体が実施要綱に基づいて行う事業に対し、山梨県水田畑作農業再生協議会が当該事業に要する経費及び市町村が補助する事業に要する経費（市町村が事業実施主体の場合にあっては、当該事業に要する経費）について、山梨県水田畑作農業再生協議会及び市町村（以下「補助事業者」という。）に交付するものとし、補助対象経費及び補助率等は別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事が別に定める期日までに提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の精査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付決定を行い補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 この補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業者は、事業主体の変更及び総事業費の30%を超える増減並びに補助事業に要する経費の配分の変更(別表に掲げる軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、あらかじめ変更承認申請書(様式第2号)を提出して知事の承認を受けるものとする。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出して知事の承認を受けるものとする。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者が、市町村以外の事業実施主体が行う事業に対し補助する場合には、前各号の条件を履行させるために必要な条件を付さなければならない。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いにより交付することができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の第3・四半期の末日現在において、遂行状況報告書(様式第5号)を作成し、当該年度の1月15日までに知事へ提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業が完了したとき、又は事業の廃止の承認を受けたときは、実績報告書(様式第6号)により、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1カ月を経過した日、又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月8日のいずれか早い期日までに知事に提出するものとする。

- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、第3条第2項のただし書に該当した事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第9条 知事は、事業の完了又は廃止に係る実績報告を受けたときは、当該報告に係る事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（処分の制限）

第10条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等の制限を受けるものとする。

（書類の保管）

第11条 補助事業者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を整理し補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

（書類の提出）

第12条 補助事業者が市町村の場合、本要綱により提出する書類は、2部を所管する農務事務所を経由し知事に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成24年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成26年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月8日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱の規定に基づき、平成30年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別表)

区 分	補助事業者	補助対象経費	補助率	軽微な変更
経営所得安定対策推進事業 1 県段階推進事務費 (実施要綱第3の1の(1)に規定する事業) 2 地域段階推進事務費 (実施要綱第3の2に規定する事業)	山梨県水田畑作農業再生協 議会 市町村	1 謝金 2 旅費 3 事務等経費 4 委託費 5 助成費 6 交付金	定額	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合